

# 厚生関連資料

今月の資料 (因法律, 国政省令, 告示, 通知, 事務連絡, その他)

事	疑義解釈資料の送付 (その13) (10/28 保険局医療課) ……………	p.73
通	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正 (保医発 1031・1) ……………	p.73
通	検査料の点数の取扱い (保医発 1031・3) ……………	p.73
告	厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院, 基礎係数, 機能評価係数 I, 機能評価係数 II, 救急補正係数及び激変緩和係数の一部改正 (10/31 告示 324) ……………	p.74

\*本欄で示す“p.00”は, 原則“診療点数早見表 (DPC 点数早見表) 2024 年度”ページ数です。



## 事

### 疑義解釈資料の送付 (その13)

令和6年10月28日  
保険局医療課事務連絡

【解説】2024年診療報酬改定の疑義解釈に関する事務連絡が発出されました。

#### 【検査】

問1 「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号)の「8 その他」において、「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療については、関係学会よりガイドラインが示されている

ので参考とすること」とされている。日本ヘリコバクター学会の「H. pylori 感染の診断と治療のガイドライン 2024 改訂版」においては、H. pylori の感染診断について「尿素呼気試験 (UBT), 迅速ウレアーゼ試験 (RUT), (中略) はプロトンポンプ阻害薬 (PPI), カリウムイオン競合型アシッドブロッカー (P-CAB) の影響を受けるので休薬して実施する。その他の診断法は PPI 内服のまま実施できる」

とあるが、当該通知 2(1)で掲げられている感染診断の検査法のうち、②鏡検法、③培養法、④抗体測定、⑥糞便中抗原測定又は⑦核酸増幅法をプロトンポンプ阻害薬 (PPI) 又はカリウムイオン競合型アシッドブロッカー (P-CAB) を休薬せずに実施した場合、当該検査の費用は算定できるか。

答 算定できる。

## 通

### 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正

令和6年10月31日  
保医発 1031 第1号

【解説】11月1日から適用されます。

(p.711 左段下から14行目の次に挿入)

→エンドトキシン選択除去用吸着式血液浄化法

(3) エンドトキシン選択除去用吸着式血液浄化法において、既存治療が奏効しない特発性肺線維症の急性増悪の患者に対し

て行った場合に、J041 吸着式血液浄化法により算定する。なお、実施に当たっては、関連学会の定める適正使用指針を遵守する。(令6保医発 0305・4, 1031・1)

(p.998 右段1行目, 下線部訂正)

→植込型脳・脊髄電気刺激装置の定義

#### 【機能区分の定義】

①振戦軽減用 (16 極以上用・充電式): 次のいずれにも該当。

ア パーキンソン病, ジストニア若しくは本態性振戦に伴う振戦等又は薬剤抵抗性の焦点性てんかん発作の症状の軽減効果を目的として使用するものである。

## 通

### 検査料の点数の取扱い

令和6年10月31日  
保医発 1031 第3号

【解説】令和6年3月5日付け保医発 0305 第4号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」が一部改正されました。11月1日からの適用です。

(p.497 左段下から20~10行目, 下線部訂正・追加)

→「17」免疫電気泳動法 (抗ヒト全血清) 及び、免疫電気泳動法 (特異抗血清) 及び免疫固定法 (モノクローナル抗体を用いた場合)

ア 「17」の免疫電気泳動法 (抗ヒト全血清) 及び、「24」の免疫電気泳動法 (特異抗

血清) 及び免疫固定法 (モノクローナル抗体を用いた場合) については、同一検体につき1回に限り算定する。

イ 同一検体について「17」の免疫電気泳動法 (抗ヒト全血清) 及び、「24」の免疫電気泳動法 (特異抗血清) 又は免疫固定法 (モノクローナル抗体を用いた場合) のうちいずれかを併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみを算定する。

ウ (略)

エ 免疫固定法 (モノクローナル抗体を用いた場合) は、ドラツムマブ由来の

IgG-κの影響を回避することができるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、免疫固定法により、ドラツムマブが投与された患者における多発性骨髄腫又は全身性 AL アミロイドーシスの治療効果判定を目的として行った場合に、D015 血漿蛋白免疫学的検査の「29」免疫グロブリン遊離 L 鎖 κ/λ 比の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。

(令6保医発 0305・4, 1031・3)